

## 第2期葛飾区地域福祉計画（案）の主な修正点

No.	意見元	ページ	修正前	修正後
1	議会	1ページ (下から10行目)	地域を取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しており、環境の変化に伴い、地域の課題も多様化が進み、虐待やひきこもり、高齢の親と働いていない独身の子どもが同居している世帯、介護と育児を同時に抱えるダブルケア世帯など、様々な複合的な課題を抱えた世帯が、今も増えています。	一方で、地域の課題も多様化が進み、虐待やひきこもり、高齢の親と働いていない独身の子どもが同居している世帯、介護と育児を同時に抱えるダブルケア世帯など、様々な複合的な課題を抱えた世帯が増えています。さらに、令和5（2023）年には、 <u>孤独・孤立の予防や孤独・孤立からの脱却等を目的とし、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指す孤独・孤立対策推進法が成立しました。</u>
2	推進委員会	10ページ (下から2行目)	—	○区内の教育・保育施設では、障害のある無しにかかわらず、乳幼児期の子どもと一緒に保育を受け、共に過ごすことで、お互いを尊重する心を育みます。
3	推進委員会	11ページ (下から7行目)	○自治町会や民生委員・児童委員など地域の方々を中心となって、地域での困りごとや心配ごとの解決に向けた活動（小地域福祉活動）を通して、「お互いの顔が見え、地域で支え合いながら安心して暮らせる」関係づくりを進めていきます。	○自治町会や民生委員・児童委員など地域の方々を中心となって、地域での困りごとや心配ごとの解決に向けた活動などを通して、「お互いの顔が見え、地域で支え合いながら安心して暮らせる」関係づくりを進めていきます。
4	パブコメ	12ページ (下から4行目)	—	(4)ユニバーサルデザインのまちづくり ○道路や施設等のバリアフリー化や誰もが分かりやすい公共サインの整備、心のバリアフリーの推進など、あらゆる側面において、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。
5	推進委員会	15・16ページ (下から2行目)	また、ハラスメントへの支援策の検討にあたり、介護事業所へアンケートを実施しており、アンケートの結果を活用しながら、引き続き区と事業所が協力し、介護現場などでのハラスメントの防止に努めていきます。	今後さらに区と事業所が協力してハラスメントの防止対策を充実するため、令和5（2023）年9月には区内介護サービス事業所に対してカスタマーハラスメントに関するアンケートを実施したところ、回答した介護サービス事業所の約2割が「特に（対策を）行っていない」と回答した一方で、6割近い事業所が「区に事業所が相談できるような窓口の設置」を希望していることから、普及啓発のための研修の実施や相談窓口の設置を検討するなど、介護現場などでのハラスメントの防止対策を強化します。
6	推進委員会	17ページ (下から4行目)	—	また、難病、小児慢性疾患、重度障害等により人工呼吸器を使用している方や家族の方で、希望する方に対して個別支援計画を作成し、災害時の準備を進めるとともに、停電時の電源対策に関する事業も行っています。
7	事務局	19ページ (上から1行目)	—	○民間の賃貸住宅を借りにくい状況にある高齢者や障害のある方、ひとり親家庭などの住宅確保要配慮者について、居住支援協議会で対応方法を協議し、支援を行っていきます。
8	推進委員会	26ページ (下から6行目)	—	○複雑化・複合化した課題を抱える世帯を継続的に支援していくためには、公的なサービスに加えて、地域団体等による支援や当事者同士の交流の機会を設けていくなどの対応が必要です。このため、社会福祉協議会では、小地域福祉活動やボランティア活動支援など、これまでの取組を基盤として、生活課題を抱えた世帯に対し地域団体が支援に関わる仕組みづくりや、当事者団体の立上げ・運営支援を行うなど、地域団体や当事者を主体とした支援のプラットフォームづくりに取組んでいきます。
9	推進委員会	29ページ (下から3行目)	—	○社会福祉協議会では、小地域福祉活動や地域団体・福祉団体への支援、居場所づくり事業等の取組を行う中で、支援を必要とする世帯を把握し、くらしのまるごと相談課等の関係部署や、地域の支援団体につなぎます。
10	推進委員会	32ページ (下から10行目)	多機関協働事業等の活用のほか、くらしのまるごと相談課において、 <u>日頃から顔の見える関係をつくり、自立相談支援窓口、地域包括支援センター、民生委員・児童委員などの各支援関係機関と連携し、複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し、協働して課題の解決に向けて対応します。</u>	多機関協働事業等の活用のほか、くらしのまるごと相談課において、 <u>自立相談支援窓口、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）などの各支援関係機関や民生委員・児童委員、ボランティア団体等の地域団体と日頃から顔の見える関係をつくり、複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し、協働して課題の解決に向けて対応します。</u>
11	推進委員会	35ページ (図上方)	—	自治町会
12	推進委員会	35ページ (図下方)	関係団体・専門職団体	関係団体・専門職団体（医療機関、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等）
13	推進委員会	35ページ (図下方)	地域団体等	地域団体等（民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人等）
14	庁議	37ページ (下から7行目)	現在、区では、関係機関と協力し、要配慮者の方々の災害時の迅速かつ円滑な避難を実施するため、個別避難計画の作成を進めています。	区では、自治町会や学校等が参加する地域別防災会議を実施し、防災ネットワークの構築を図るとともに、 <u>水害時のコミュニティタイムラインの作成や震災時の安否確認体制の確立など、地域特性や地域課題を踏まえた「共助」の取組への支援を行っています。</u> さらに、要配慮者の方々の災害時の迅速かつ円滑な避難を実施するため、関係機関と協力し、個別避難計画の作成を進めています。
15	推進委員会	55ページ (下から4行目)	充実した人生の終末期を過ごしてもらうための支援として、本人及びその家族に対して、エンディングノートを配布するとともに、エンディングノートの書き方、相続手続、遺言などに関するセミナー、相談支援、啓発活動を実施します。	充実した人生の終末期を過ごしてもらうための支援として、本人及びその家族に対して、 <u>成年後見センターで作成しているエンディングノート</u> を配布するとともに、エンディングノートの書き方、相続手続、遺言などに関するセミナー、相談支援、啓発活動を実施します。
16	推進委員会	57ページ (下から3行目)	今後は、「葛飾区子どもの権利条例」に則り、 <u>子どもの視点を大切に、「子どもの最善の利益」を優先及び考慮した取組を推進するとともに、「虐待」や「いじめ」などの権利侵害から子どもたちを守る取組を強化して</u> いきます。	今後は、「葛飾区子どもの権利条例」に則り、 <u>子どもの意見を聴き、大切に受け止め、子どもの最善の利益を優先及び考慮した取組を推進するとともに、「虐待」や「いじめ」などの権利侵害から子どもたちを守る取組を強化して</u> いきます。
17	事務局	61ページ	—	資料編の追加
18	事務局	各所	—	コラム・用語解説の追加